

令和7年10月9日制定

京都市ライフイノベーション創出コミュニティ「KLIS-X」(クリスクロス)
会員規約

(名称)

第1条 本会は、「KLIS-X」(クリスクロス)と称する。

(目的)

第2条 本会は、今後の成長分野として期待されるライフサイエンス産業の更なる振興のため、大学研究者・スタートアップ・中小企業・大企業・支援機関等、ライフサイエンス分野に関わる多様な主体がつながる機会を提供し、協業や起業、資金調達や販路拡大等、会員同士の新たな連携や事業展開を促すことを目的に活動を行うこととする。

(活動)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の各号の活動を行う。

- (1) 「ライフサイエンス」領域における国内外の技術・経営情報の共有
- (2) 「ライフサイエンス」領域における事業化に向けての相互連携の強化及び人的交流の推進
- (3) 「ライフサイエンス」領域における技術交流や人材育成のためのセミナーやイベントの開催
- (4) 「ライフサイエンス」領域における産学公連携による共同研究開発の推進
- (5) 「ライフサイエンス」領域における起業や事業化に向けた伴走支援
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同した次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 「ライフサイエンス」領域に関する研究開発に従事する大学又は公的研究機関の研究者
- (2) 「ライフサイエンス」領域の利用技術の実用化を目指した研究開発・調査・事業化を行う法人
- (3) 「ライフサイエンス」領域の利用技術の実用化を目指した研究開発・調査・事業化を行う個人
- (4) 「ライフサイエンス」領域の利用技術の実用化を目指した研究開発・調査・事業化を支援する金融・公的機関等

(加入)

第5条 会員たる資格を有する者は、所定の入会申込フォームにより加入することができる。

(退会)

第6条 会員は、次の各号に該当するときは会員資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき

- (2) 解散・廃業したとき
- (3) 本会や会員に対する迷惑行為（公の秩序を乱す行為を含む。）があったとき
- (4) 前各号に規定するもののほか、京都市ライフイノベーション創出支援センター事務局長が特に認める場合

（会費）

第7条 本会は、会費を原則徴収しない。ただし、企画イベントへの参加等において、必要に応じて参加費等の実費を徴収する場合がある。

（事務局）

第8条 本会の事務局は、公益財団法人京都高度技術研究所 地域産業活性化本部 京都市ライフイノベーション創出支援センターに置く。

（その他）

第9条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、京都市ライフイノベーション創出支援センター事務局長が定める。

附則

（施行期日）

本規約は、本会設立の日（令和7年10月9日）から施行する。